

障害児通所支援

令和4年度 集団指導資料

令和4年11月
長野県健康福祉部障がい者支援課
施設支援係



本日の説明内容

- I 県の指導について
- II 運営上の留意事項について
- III 指定基準上の留意事項について
- IV 報酬請求上の留意事項について



県の指導について

指導の目的	
障害児通所支援事業者の支援を基本とし、制度理解の促進、通所給付の適性化とよりよい支援の実現を目的とする。	
指導の種類	
実地指導	主眼事項等に基づき、関係書類を閲覧し、関係者との面談方式で行い、文書又は口頭による指摘を行う。 ・児童発達支援センター：3年に1回 ・児童発達支援センター以外の障害児通所支援事業者：3年に1回（新規事業所は指定後、概ね1年以内）
集団指導	サービス等の取扱い、障害児通所支援給付費等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。
監査	指定基準違反等の事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。
集団指導について	
内容と目的	<u>○実地指導等で指摘が多いところ、事業者から問い合わせの多い事項等について、重点的に説明</u> →不適切な請求を防ぎ、安定した事業所運営につなげる。 →利用者が安心して利用できるようにする。
事業者の対応	<u>○指摘事項等に該当する場合は、速やかに見直しをしてください。</u> <u>○事業所において伝達研修を実施願います。</u> （後日資料を県ホームページに掲載します） （資料掲載先）健康・福祉＞障がい者福祉＞障がい福祉サービス＞障がい福祉サービス事業者向け情報＞ 障害福祉サービス事業者の皆さまへ＞指定障害福祉サービス事業者等の指導について

実地指導の根拠となる法令等

○制度全般に関するもの 《例：定義、給付決定の手続き等》

児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）

児童福祉法施行令（昭和23年3月31日号外政令第74号）

児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日号外厚生省令第11号）

○運営に関するもの 《例：人員配置、支援計画、運営規程等》

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日号外厚生労働省令第15号）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年10月11日 条例第66号）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年長野県規則第19号）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の解釈上の留意事項について（平成25年3月29日付24障第687-4号長野県健康福祉部長通知）

実地指導の根拠となる法令等

○報酬に関するもの 《例：加算・減算の要件等》

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日号外厚生労働省告示第122号）

厚生労働大臣が定める施設基準（平成24年3月30日号外厚生労働省告示第269号）

障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成24年3月30日障発0330第31号）

○その他

児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン、保育所等訪問支援の手引き

事故発生時の報告について（18障第439号平成19年2月26日長野県健康福祉部長通知）

障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて（障発0330第31号平成24年3月30日）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 等

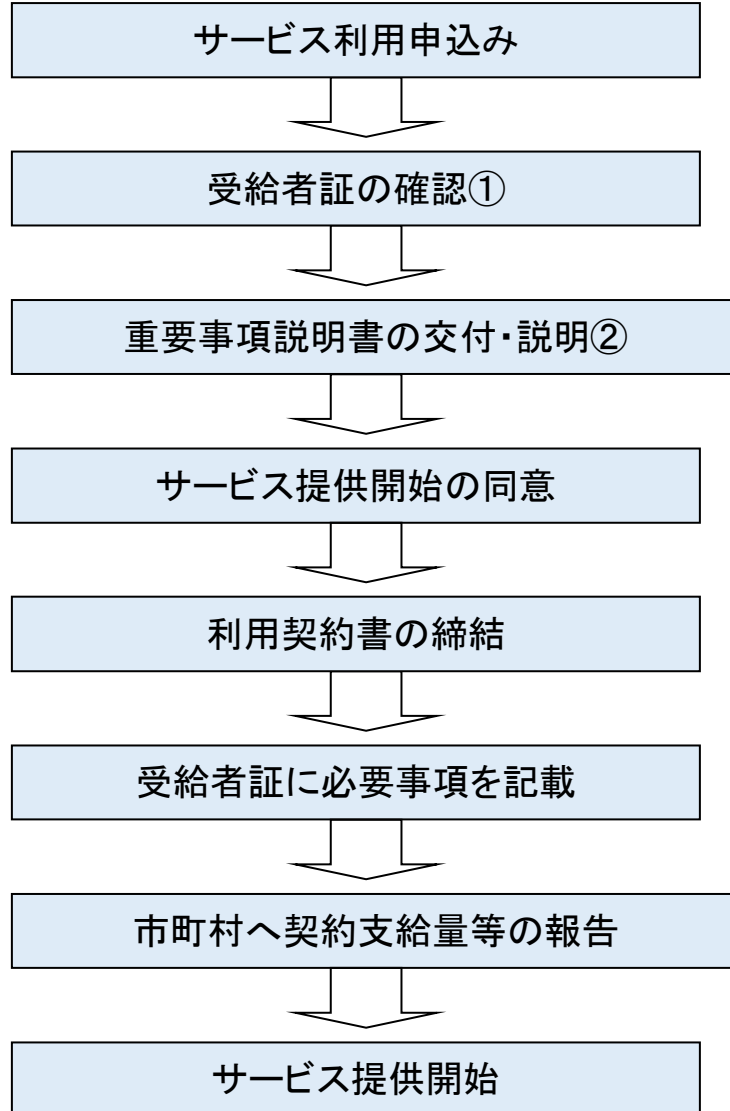
→ 多様かつ複雑。法令順守に努め、適正な支援をお願いします。



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

運営上の留意事項について

運営上の留意事項等について



①受給資格の確認（指定基準条例第7条、第13条）

事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめる。

②内容及び手続の説明及び同意（指定基準条例第3条、第8条）

利用申込みがあったときは、障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について同意を得なければならない。

③契約支給量の報告等（指定基準条例第4条、第9条、第86条）

- ・ サービスを提供するときは、サービスの内容、契約支給量、その他の必要な事項を受給者証に記載しなければならない。
- ・ 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。
- ・ 契約をしたときは遅滞なく市町村に報告しなければならない。ただし、市町村が必要ないと認めたときは、利用締結後の市町村への報告を行わないことができる。
(参考) 「市町村に対する契約支給量等の報告の必要性について」
(平成25年3月11日付24障号外長野県健康福祉部障害者支援課長通知)
- ・ 受給者証記載事項に変更があった場合も同様とする。

各サービスにおける目的及び対象者

○児童発達支援

<対象>療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児
(具体例)

①市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童

②保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童

<内容>日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援

○医療型児童発達支援

<対象>肢体不自由児（上肢、下肢又は体幹の機能障害）があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児

<内容>児童発達支援及び治療

○放課後等デイサービス

<対象>学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

<内容>授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援

各サービスにおける目的及び対象者

○児童発達支援センター

- ・ 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設に該当
- ・ 児童発達支援事業に比べ、設備基準が厳格であり、調理室の設置が必須
※その他の児童福祉施設：乳児院、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設等
- ・ 目的：障害児を日々保護者の下から通わせて、以下の支援を提供する。（児童福祉法第四十三条）
福祉型児童発達支援センター
日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練

医療型児童発達支援センター
日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療



各サービスにおける目的及び対象者

○居宅訪問型児童発達支援

<対象> 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態又は重い疾病のため感染症にかかる恐れがある状態等、重度の障害の状態にあるため外出することが著しく困難な障害児

<内容> 居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。（将来的に障害児通所支援の集団生活に移行していくために必要な支援であること。）

○保育所等訪問支援

<対象> 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設、その他児童が集団生活を営む施設と市町村が認めた施設に通う児童であり、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児

<内容> 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活適応のための専門的な支援その他必要な支援

利用契約時における重要事項の説明等

主な指摘事項

○利用契約手続き（契約書）に不備があった。

- 例 ・ 支援提供開始年月日、利用期間、利用申込者の同意、事業者名等の記載が契約書にない
- ・ 利用契約書に記載の利用期間が、給付決定期間を超えている
 - ・ 利用者に対し契約書及び重要事項説明書が交付されていない

○重要事項説明書に記載すべき事項（職員の職務の内容、苦情解決及び虐待防止の責任者等）の記載がなかった。

○重要事項説明書の記載内容と現状（運営規程など）に相違があった。



- ・ サービス提供の開始に際しては、**あらかじめ利用申込者に対し**、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制等の利用申込者がサービスの選択のために必要な重要事項について、障害児の障害の特性に配慮したわかりやすい説明書やパンフレット等の**文書を提示して説明を行い**、当該サービスの提供の開始について**同意を得てください**。
- ・ 利用契約を締結した場合は、契約書及び重要事項説明書を**利用者に交付してください**。
- ・ 運営規程等を変更した場合には重要事項説明書もあわせて変更してください。

利用契約時における重要事項の説明等

運営規程及び重要事項説明書の作成例

○長野県ホームページ

ホーム > 県政情報・統計 > 組織・行財政 > 組織・職員 > 長野県の組織一覧（本庁） > 障がい者支援課紹介 > 運営規程及び重要事項説明書の作成例について

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/uneikiteisakuseirei.html>

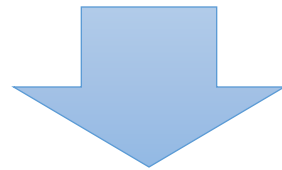


長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

契約支給量の報告等

主な指摘事項

- 契約をしたときに、受給者証記載事項等を市町村に報告していなかった、又は市町村に報告が遅れた。
- 契約の内容や支給量等の受給者証記載事項を受給者証に記載していなかった。

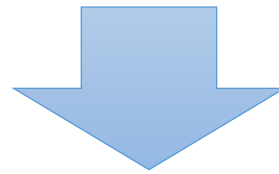


- ・契約成立後、サービスの内容、契約支給量、契約日等の**受給者証記載事項を記載**（変更及び終了した際も含む。）してください。
※令和2年12月25日以降、「事業者確認印」は廃止され、当該欄への押印は不要となっている。
- ・サービスの利用に係る契約をしたときや契約内容（時間、日数）を変更(契約を終了した時を含む。)したときは、**受給者証へ記載の上、市町村に遅滞なく報告**してください。ただし、当該市町村から報告が不要である旨の通知が出ている場合には報告は不要です。

サービス提供の記録

主な指摘事項

- サービス提供記録に、サービス提供日、支援内容、利用者の状況、その他必要な事項について、その都度の記録がされていなかった。
- サービスの提供に際して、保護者からサービスを提供したことについての確認を記録作成の都度受けていなかった。

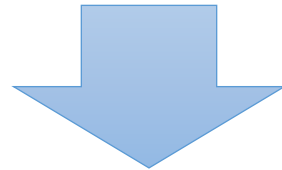


- ・ 支援を提供した際には、提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る **必要な事項を記録**してください。
※専門的支援加算、特別支援加算など、**加算に係る支援内容に関する記録も忘れずに**記録してください。
- ・ 提供したサービスの記録について、**保護者から確認を受けて**ください。
※保護者の確認については、押印でなくサインでも可能です。

支払いの受領等

主な指摘事項

- 利用者から金銭の支払いを求める際に、その使途、額、理由について具体的な説明をした上で同意を得ることをしていなかった。
- 法定代理受領により給付費の支給を受けた場合において、保護者に当該給付費の額を通知していなかった。
- 保護者から金銭の支払いを受けた場合に領収書を交付していなかった。



- ・障害児通所支援等において提供される支援のうち、「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの」の対象となる支援及びその額は、事業者又は施設の運営規程において定められなければならない、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、当該事業者又は施設の見やすい場所に掲示しなければなりません。
- ・法定代理受領により給付費を受け取った場合には、給付費の額を保護者に対し通知してください。
- ・保護者から金銭の支払いを受けた場合には領収証を保護者に対し交付してください。

通所支援計画（個別支援計画）の作成等

主な指摘事項

- 通所支援計画の作成に当たって、障害児及びその保護者の希望する生活及び、障害児に係る課題等の把握、その計画作成に係る担当者会議等に関する記録が整備されていなかった。
- 児童発達支援管理責任者が通所支援計画を作成していることが確認できなかった。
- 通所支援計画作成後に保護者の同意を得ていなかった。
- 通所支援計画の実施状況の把握（モニタリング）がされていなかった（把握結果の記録が無かった）。
- 通所支援計画が6か月以上見直されていない状況が続いていた。



- ・通所支援計画は、基準条例上の手続きを踏まえて作成してください。
- ・通所支援計画は、児童発達支援管理責任者が作成してください。（それが確認できるように!）
- ・作成された通所支援計画はその都度保護者に交付し同意を得てください。
- ・児童発達管理責任者は計画の作成を行った後においては事業所内における当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を行ってください。モニタリングにあたっては、障害児及び保護者と定期的に面接や連絡を行い、その把握した結果を記録に残してください。
- ・少なくとも半年ごとに通所支援計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行ってください。見直しの結果、変更がなされなかった場合でも、見直しの内容及び経緯について記録の整備に努めてください。

運営規程への記載事項

主な指摘事項

- 身体拘束を行う場合の手続きについて運営規程に記載がなかった。
- 虐待防止措置について記載がなかった。
- 運営規程が重要事項説明書に記載された内容と異なっていた。
- 運営規程に記載されたサービス提供時間と実際のサービス提供時間が異なっていた。



- ・運営規程に記載されている事項に変更があった場合は、速やかに運営規程を変更してください。
- ・事業所のサービス提供の実態及び重要事項説明書の記載事項と整合が取れた運営規程とするよう、定期的に見直してください。
- ・突発的な事情等により、その日に運営規程に記載されたサービス提供時間が提供できない事態が生じたような場合には、利用者によく周知をしてください。

運営規程への記載事項

◆児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例

第36条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第42条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) その他運営に関する重要事項

◆作成例（県HP）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/uneikiteisakuseirei.html>

定員の遵守

主な指摘事項

- 災害や新型コロナウイルスの影響等、やむを得ない事情がないにもかかわらず、利用定員を超えて支援を提供していた。
- 定員超過に該当する場合の減算にならない範囲で利用定員を超えて支援を提供していた。
- 定員超過減算に該当していたにもかかわらず減算の措置をとっていなかった。



- ・障害児に対する指定児童発達支援の提供に支障が生じることのないよう、**災害等やむを得ない事情を除き**、事業所が定める**利用定員内で受入を行ってください**。
- ・定員超過に該当する場合の減算措置は、あくまでも通所給付費の算定に係る概念のため、たとえ減算に係らないとしても事業所ごとに定めた運営規程における利用定員を遵守してください。
※**イベント等実施時においても同様**です！
- ・定員超過減算に該当する場合には減算措置を行ってください。特に、**過去3か月における利用実績により減算適用される**場合があることに注意してください。

定員の遵守

(別紙2 「障害児通所支援における定員超過利用減算の要件等について」より)

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL4(令和3年5月7日)

問 28 定員超過は、指定基準において「災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」に可能としているが、以下のような理由も「やむを得ない事情」として認められるのか。また、「やむを得ない事情」については、これらの理由のほか、各都道府県等において個別の事情ごとに判断して差し支えないと考えてよいか。

ア 障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児に継続した支援を行う必要がある場合。

イ 障害児の家庭の状況や、地域資源の状況等から、当該事業所での受け入れをしないと、障害児の福祉を損ねることとなる場合。

(答)

いずれの場合も、「やむを得ない事情」があるものとして差し支えない。また、都道府県等において個別の事情ごとに判断する取扱いも貴見のとおりである。

アのようなケースについては、利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態でなければ、速やかに是正を図る必要はない。

イのようなケースについては、既存の利用者が利用をやめる際に、利用人数の調整を行うなどの方法で是正を図れば足りるものとする。

定員の遵守

(県HP 令和4年2月28日付 掲載)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/shogai/joho/jigyosha/tsuchi/index.html>

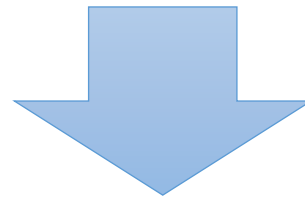
障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート													令和	年度分	
<p>● 定員超過利用減算は過去3ヶ月分の利用状況により算出するため、定員超過が生じた場合、当該月の前後2ヶ月についても利用者数等を入力すること。</p> <p>※ 例えば、4月に定員超過が生じたときは、2月、3月、5月、6月にも入力が必要。前年度の2月に定員超過が生じたときは、1月、3月、4月にも入力が必要（欄が無い前年度12月以前は記入不要）。</p> <p>※ 本シートを作成する「定員超過が生じた場合」は、1日でも利用定員を超過した日があるときも含み、また、災害等やむを得ない事由により定員超過となっている場合も含めるものとする。</p> <p>● 本様式により定員超過利用減算の算定が不要と確認した月であっても、当該月のうち、1日に利用定員の150%を超えるなど一定の範囲を超えて障害児を受け入れた日がある場合には、当該日について定員超過利用減算の算定が必要となる点に留意すること。</p>															
事業所名															
提供サービス名															
提供単位(単位分けを行っている場合のみ記入)															
<p>★ 数字の入力方法や、③に表示される用語の意味については、「記載例・表示内容の説明」のシートもご確認ください。</p>															
	前年度			令和 〇 年度											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 延べ利用者数(人) (注1)			1												
② 過去3ヶ月間の延べ利用者数(人)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 利用定員(人)															
④ 開所日数(日)															

水色のセルに入力をしてください。
(色のないセルは自動入力です。)

変更の届出

主な指摘事項

- 管理者または児童発達支援管理責任者の変更があったにもかかわらず、変更届出書を提出していなかった。
- 平面図を変更した（例：事業所の改装を行い間取りが変わった）が、変更届出書を提出していなかった。
- 期限内に変更届出書が提出されていなかった。



- ・届出事項に変更があった場合は、**10日以内**に管轄の保健福祉事務所へ変更届出書を提出してください。（※加算の新規取得、報酬単価が上がる変更の場合には、**前月15日まで**の提出が必要です。）
- ・事業を廃止又は休止する場合は、**一ヵ月前まで**に届出を行ってください。

変更の届出項目について

	変更事項
1	事業所(施設)の名称
2	事業所(施設)の所在地(設置の場所)
3	申請者(設置者)の名称
4	主たる事務所の所在地
5	代表者の氏名及び住所
6	定款・寄付行為等及びその法人登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る)
7	医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であること

	変更事項
8	事業所(施設)の平面図及び設備の概要
9	事業所(施設)の管理者の氏名及び住所
10	事業所(施設)の児童発達支援管理責任者の氏名及び住所
11	主たる対象者
12	運営規程
13	障害児(入所・通所)給付費の請求に関する事項
14	協力医療機関の名称及び診療科目並びに当該協力医療機関との契約内容

※変更届出書及び変更項目ごとに必要な添付書類(県HP)

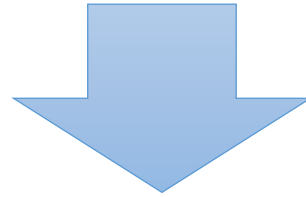
ホーム > 健康・医療・福祉 > 障がい者福祉 > 障害福祉サービス > 障害福祉サービス事業者向け情報 > 障がい福祉サービス事業者の皆さまへ > 障害児施設の指定申請様式

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/shogai/joho/jigyosha/shisetsushite.html>

会計の区分

主な指摘事項

○事業ごと（児童発達支援、放課後等デイサービス、等ごと）に区分して会計処理をしていなかった。



❖児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（基準条例）
（会計の区分）

第52条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

- ・会計は**事業所ごと事業ごとに管理**し、その他の事業の会計と区分してください。
（例：児童発達支援・放課後等デイサービスを多機能型で行う事業所については、それぞれの事業ごとに会計を管理すること。）
- ・同一法人内や同一施設内における別事業等に係る人件費や光熱水費等の**共通経費については、適切な按分をする**等して、**事業ごとの収支管理に努めてください**。

質の評価及び改善（自己評価結果等の公表）

主な指摘事項

- 評価項目について条例で定める事項が不足していた。
- 保護者からの評価は実施しているが、事業所自らが行う評価を実施していなかった。
- 多機能型事業所において、児童発達支援と放課後等デイサービスの評価を合算して評価表を作成していた。



- ・評価項目についてガイドラインによらない場合においても、条例で定める項目については最低限含めること。
- ・職員による自己評価及び保護者による評価を実施すること。
- ・実施する時期や方法等は同じでも全く構わないが、評価表や公表のフォーマットは事業ごと分けて作成すること。

質の評価及び改善（自己評価結果等の公表）

◆児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例

第25条 3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行うとともに、その提供する指定児童発達支援の質の改善を図らなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

- (1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- (3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
- (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- (5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- (7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

指定基準上の 留意事項について

人員配置基準について

児童発達支援（医療型を除く）、放課後等デイサービス

児童指導員又は保育士	<ul style="list-style-type: none">・1人以上は常勤・合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上<ul style="list-style-type: none">①障害児の数が10人まで 2人以上②10人を超えるもの 2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上・機能訓練担当職員、看護職員の数を含めることができる・機能訓練担当職員、看護職員の数を含める場合は、半数以上は児童指導員又は保育士
児童発達支援管理責任者	1人以上（1人以上は専任かつ常勤）
機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く
看護職員	医療的ケアを行う場合に置く
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（支障がない場合はほかの職務との兼務可）

※令和3年3月31日までに指定を受けている事業所は、令和5年3月31日までの間は、引き続き障害福祉サービス経験者を基準人員として含めることができる。

※看護職員については、医療的ケアを行う場合であっても、医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ医療的ケアを行わせる場合等、一定の場合には配置しないことができる。

※主として重症心身障害児を通わせる場合の従業者の基準は別に定められており、次の①～⑤につき各々1人以上配置することとされている。

①嘱託医 ②看護職員 ③児童指導員又は保育士 ④機能訓練担当職員 ⑤児童発達支援管理責任者

人員配置基準について

児童発達支援センター（医療型を除く）

嘱託医	1人以上
児童指導員及び保育士	・総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上 ※機能訓練担当職員、看護職員の数を総数に含めることができる。 ・児童指導員 1人以上 ・保育士 1人以上 ※機能訓練担当職員、看護職員の数を総数に含める場合は、半数以上が児童指導員又は保育士であること
栄養士	1人以上 ※障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる。
調理員	1人以上 ※調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる。
児童発達支援管理責任者	1人以上
機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く
看護職員	医療的ケアを行う場合に置く
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（支障がない場合はほかの職務との兼務可）

※看護職員については、医療的ケアを行う場合であっても、医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ医療的ケアを行わせる場合等、一定の場合には配置しないことができる。

※主として難聴児を通わせる場合の従業者については、上表の人員に加え、「言語聴覚士」を指定児童発達支援の単位ごとに4人以上配置することとされている。

※主として重症心身障害児を通わせる場合の従業者については、上表の人員中「機能訓練担当職員」、「看護職員」は各1人以上が必置。

人員配置基準について

居宅訪問型児童発達支援

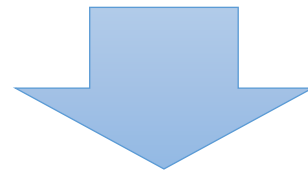
訪問支援員	訪問支援を行うために必要な数 (障害児について、介護、訓練等を行う業務その他の業務に3年以上従事した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は保育士等)
児童発達支援管理責任者	1人以上(専ら当該事業所の職務に従事する者を1人以上)
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの(上記訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼務する場合を除き、他の職務との兼務可)

保育所等訪問支援

訪問支援員	訪問支援を行うために必要な数
児童発達支援管理責任者	1人以上(専ら当該事業所の職務に従事する者を1人以上)
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの(上記訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼務する場合を除き、他の職務との兼務可)

児童発達支援管理責任者研修体系の見直しについて

サービス管理責任者及び児童発達管理責任者の研修体系見直しに伴う経過措置は、**令和5年度末（令和6年3月31日）に終了**



👉 児童発達支援管理責任者等研修（旧体系）受講者
→ 令和5年度末までに更新研修を受講してください。

👉 児童発達管理責任者等基礎研修受講者
→ 基礎研修修了後、3年以内で2年以上の実務経験を積み、児童発達支援管理責任者等実践研修を受講してください。

詳細は別添資料①を参照

虐待防止の推進（令和4年度から義務化）

<対象事業>

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

<義務化期日>

令和4年4月1日から義務化
（令和4年3月31日までは努力義務）

**運営規程に記載し、
適切に実施してください！**

<概要>

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- 上記2つの措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束等の適正化（令和4年度から義務化）

<対象事業>

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

<義務化期日>

令和4年4月1日から義務化
（令和4年3月31日までは努力義務）

**運営規程に記載し、
適切に実施してください！**

<概要>

- 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

報酬請求上の留意事項について

事前に届出が必要な加算

	児童発達支援 (医療型を除く)	放課後等 デイサービス	居宅訪問型児童発達支 援・保育所等訪問支援
児童指導員等加配加算	○	○	非該当
専門的支援加算	○	○	非該当
福祉専門職員配置等加算	○	○	非該当
特別支援加算	○	○	非該当
強度行動障害児支援加算	○	○	非該当
送迎加算 (重症心身障害児に対して行う場合)	○	○	非該当
延長支援加算	○	○	非該当
看護職員加配加算 (算定できるのは主として重症心身障害児を受け入 れる事業所のみ)	○	○	非該当
共生型サービス体制強化加算	○ (共生型のみ)	○ (共生型のみ)	非該当
訪問支援員特別加算	非該当	非該当	○

加算の算定時期

事前届出が必要な**加算を算定する場合**、または、算定していた**加算の要件を満たさなくなった場合**は、管轄の保健福祉事務所へ届出を行ってください。

	届出の時期	適用日
加算等を算定する場合 (単位数が増える場合)	毎月15日以前	翌月から
	毎月16日以降	翌々月から
加算等が算定されなくなる場合	すみやかに	事実が発生した日から

※届出に必要な様式及び添付書類等（県HP）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/shogai/joho/jigyosha/shisetsushite.html>

減算措置

○定員超過利用

【所定単位数の70%を算定】

以下のいずれかに該当する場合

- ① 1日当たり利用障害児が、定員50人以下の場合には当該定員の150%を、定員が51人以上の場合には当該定員から50を差し引いた員数の125%に25を加えた数を、それぞれ超過している場合
- ② 過去3か月間の平均利用障害児数が、定員の125%を超過している場合(ただし、定員11人以下の場合には当該定員に3を加えた数を超過している場合)

○サービス提供職員欠如

①児童指導員、保育士の欠如

ア 減算が算定される月から3月未満の月【所定単位数の70%を算定】

イ 減算が算定される月から連続して3月以上の月【所定単位数の50%を算定】

②児童発達支援管理責任者の欠如

ア 減算が算定される月から5月未満の月【所定単位数の70%を算定】

イ 減算が算定される月から連続して5月以上の月【所定単位数の50%を算定】

※児童発達支援センターは除く

※翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く

※居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援については②のみ適用される

○通所支援計画等未作成減算

児童発達支援計画(医療型児童発達支援計画、放課後等デイサービス計画、居宅訪問型児童発達支援計画、保育所等訪問支援計画)の作成が適切に行われていない場合

① 減算が算定される月から3月未満の月【所定単位数の70%を算定】

② 減算が算定される月から連続して3月以上の月【所定単位数の50%を算定】

減算措置

○開所時間減算

運営規程に定められている営業時間が6時間未満の場合

開所時間4時間未満 【所定単位数の70%を算定】

開所時間6時間未満 【所定単位数の85%を算定】

※放課後等デイサービス事業所については学校の休業日における営業時間

(放課後等デイサービス事業所で授業終了後に行う場合については開所時間減算は適用されない)

※送迎のみを実施する時間は含まれない

○身体拘束廃止未実施減算

【1日につき5単位を減算】

身体拘束等の記録が行われていない場合

○自己評価結果等未公表減算

【所定単位数の85%を算定】

自己評価結果等(質の評価及び改善の内容)の公表が適切に行われていない場合

【留意点】

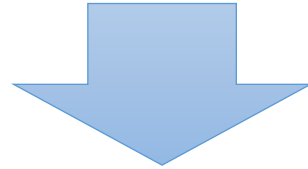
新型コロナウイルスの影響により減算事由が生じた場合には、減算が適用されないことがあります。詳細は別添「[新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（その2）](#)」等を参照。

- ・ やむを得ず上記事由が発生した場合は、すみやかに県に報告するとともに、利用者への適切な支援を確保した上で、当該事態の解消に努めること。
- ・ 当該事態が継続する場合や悪質な場合は、指定の取消処分の対象となる場合がある。

減算措置の具体例（児童発達支援管理責任者の欠如）

○児童発達支援管理責任者が欠如し減算を受ける場合の事例

- ・8月31日 児童発達支援管理責任者が退職
- ・9月1日～10月31日 → 不在期間
- ・11月1日 新たな児童発達支援管理責任者を配置



10月末日までに配置していないので、11月分に対し基本単位数の70%を算定
※減算4か月目の末日（この場合において2月末日）までに欠如が解消されないときは
3月分から50%減算

【留意点】

- ・サービス提供職員が不在となる場合にはできるだけ速やかに、遅くとも変更日から10日以内に変更届を提出してください。
- ・当該事態が継続する場合や悪質な場合は、指定の取消処分の対象となります。

児童指導員等加配加算

対象サービス	算定要件	算定単位
児童発達支援 放課後等デイサービス	基本報酬の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他従業者を常勤換算で 1 名以上配置している場合に算定が可能。 イ 理学療法士等を配置する場合 ロ 児童指導員等を配置する場合 ハ その他従業者を配置する場合	配置する職員の区分や定員等により異なる。

※「基本報酬の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他従業者を常勤換算で 1 名以上配置している場合」

⇒例えば、定員10人の事業所であれば、基準人員 2 名 + 1 名 = 3.0 名（常勤換算）の配置が必要。

※人員基準の経過措置を適用し、障害福祉サービス経験者を基準人員として配置している事業所については、イ又はロを算定するには児童指導員等又は保育士を 2 名以上配置していることが必要。

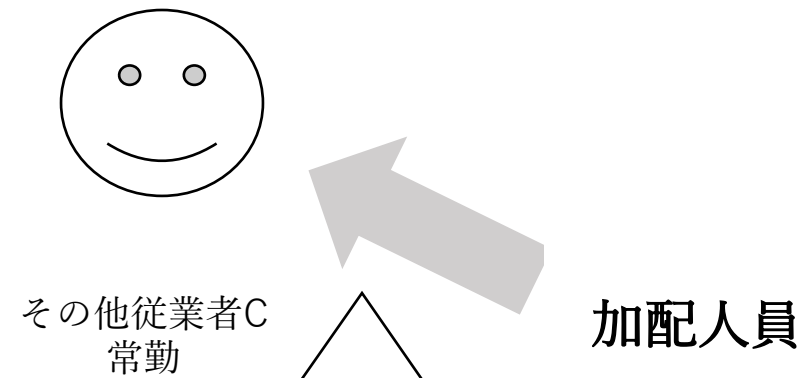
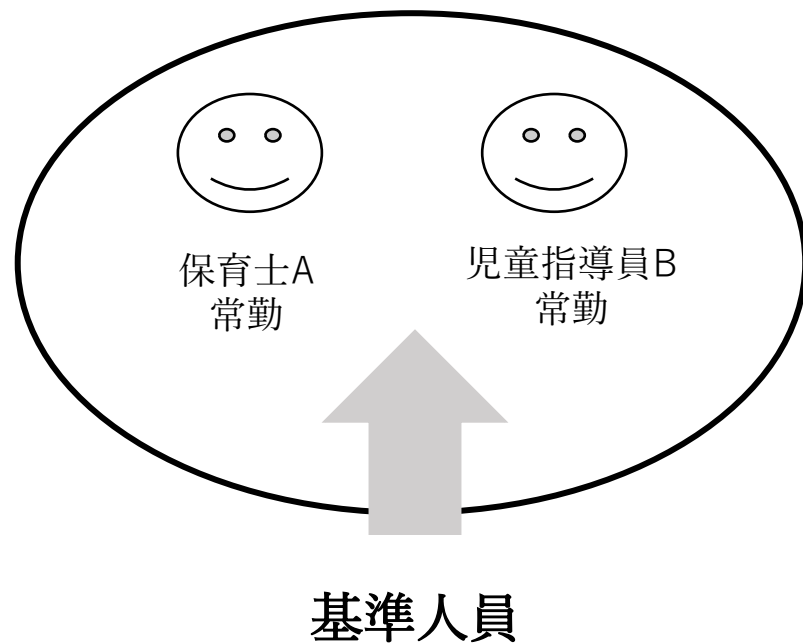
※専門的支援加算を同時に算定する場合には、基本報酬の算定に必要なとなる従業者の員数及び専門的支援加算の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、上記を常勤換算で 1 名以上配置している場合に算定可能。

児童指導員等加配加算

★取得の実例①

児童発達支援、放課後等デイサービス又はそれらの多機能型
定員10人(基準人員2名のため、算定には常勤換算で3.0名以上の配置が必要)

☞配置人員 : 保育士A(常勤40H)、児童指導員B(常勤40H)、その他従業者C(常勤40H)



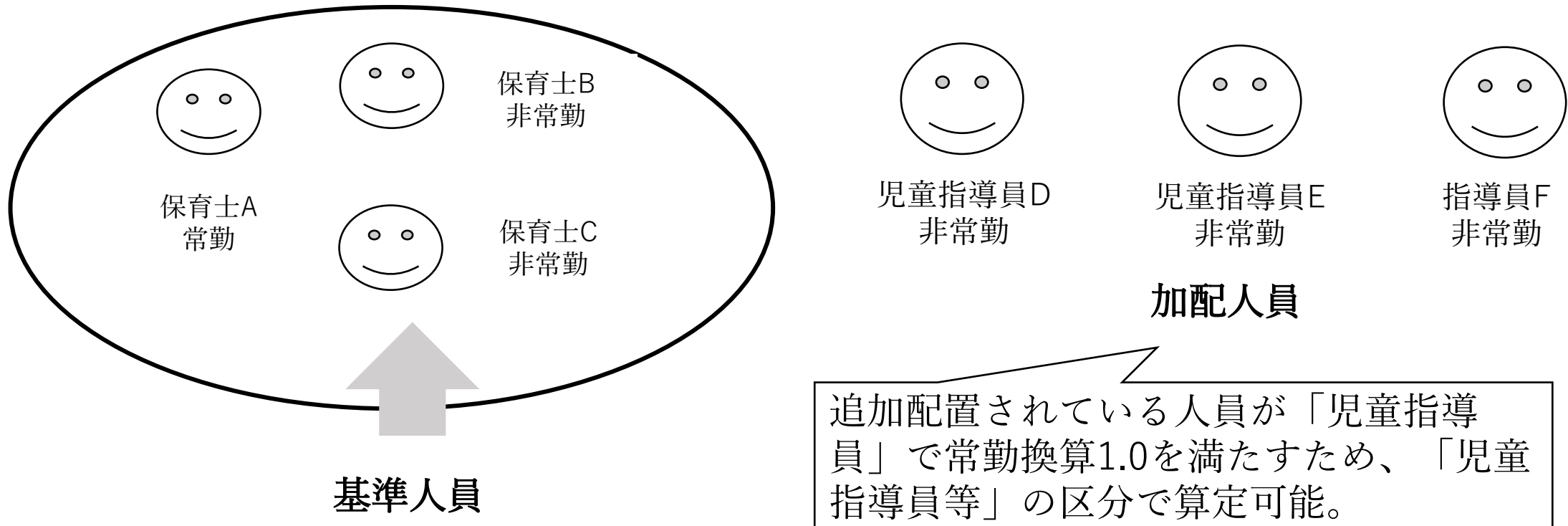
追加配置されている人員が「その他従業者」であるため、加算区分は「その他従業者」で算定する。

児童指導員等加配加算

★取得の実例②

児童発達支援、放課後等デイサービス又はそれらの多機能型
定員10人(基準人員2名のため、算定には常勤換算で3.0名以上の配置が必要) 常勤40H

☞配置人員 : 保育士A(常勤40H)、保育士B(非常勤20H)、保育士C(非常勤20H)、児童指導員D(非常勤20H)、児童指導員E(非常勤10H)、指導員F(非常勤10H)



専門的支援加算

対象サービス	算定要件	算定単位
<p>児童発達支援</p>	<p>基本報酬の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士となつてから児童福祉事業で5年以上実務経験がある保育士、厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員）、児童指導員となつてから児童福祉事業で5年以上実務経験がある児童指導員を常勤換算で1名以上配置している場合に算定が可能。</p> <p>イ 理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士となつてから児童福祉事業で5年以上実務経験がある保育士、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員）</p> <p>ロ 児童指導員となつてから児童福祉事業で5年以上実務経験がある児童指導員</p>	<p>配置する職員の区分や定員等により異なる。</p>
<p>放課後等デイサービス</p>	<p>基本報酬の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員）を常勤換算で1名以上配置している場合に算定が可能。</p> <p>イ 理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員）</p>	<p>定員等により異なる。</p>

専門的支援加算

★留意事項

- 児童発達支援では、一定の実務経験がある保育士や児童指導員が対象となる一方で、放課後等デイサービスでは、保育士や児童指導員を配置しても専門的支援加算は算定できない。
- 児童発達支援と放課後等デイサービスを多機能で実施する事業所で、児童発達支援のみ要件を満たす場合には、児童発達支援のみ専門的支援加算を算定することも可能。
- 人員基準の経過措置を適用し、障害福祉サービス経験者を基準人員として配置している事業所については、専門的支援加算を算定するには児童指導員等又は保育士を2名以上配置していることが必要。
- 児童指導員等加配加算と専門的支援加算について、どちらかだけ算定できる場合には、算定する上での優先順位は無いので、事業所において算定する加算を選ぶことができる。
- 児童指導員等加配加算を同時に算定する場合**には、基本報酬の算定に必要となる従業者の員数及び児童指導員等加配加算の算定に必要となる従業者の員数に加え、上記資格者を常勤換算で1名以上配置している場合に算定可能。
 - ☞児童指導員等加配加算と専門的支援加算を併せて取得する場合については「5. 児童指導員等加配加算と専門的支援加算の同時算定」を参照。

新型コロナウイルスに係る特例措置について

- 厚生労働省HP「障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

- 長野県からのお知らせ等

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/shogai/joho/jigyosha/index.html>

EOP



商標 熊PRキャラクター(アルタマ)
©長崎県アルタマ